

○認定時間（標準時間もしくは短時間）に応じて、下表のと通りの延長保育料がかかります。

【保育標準時間認定の方】

平日	1 1 時間保育	保育の基本時間				1 1 時間保育	延長保育A
	7:00	8:30			17:00	18:00	19:00
土曜	1 1 時間保育	保育の基本時間		1 1 時間保育		延長保育A	
	7:00	8:30		12:00		18:00	19:00

延長保育A・・・18時から19時を利用する場合は有料 1,000円（月額）

（平日のみの利用・土曜日のみの利用・平日土曜日共に利用する場合であっても1,000円です。）

※ただし、上図の保育の基本時間以外（7時から8時半、及び平日17時から18時、土曜日12時から18時）についての延長保育料がかからない時間帯であっても、保育の基本時間外となりますので、申請が必要です。

【保育短時間認定の方】

平日	延長保育B	保育の基本時間				延長保育C	延長保育A
	7:00	8:30			16:30	18:00	19:00
土曜	延長保育B	保育の基本時間		8 時間保育		延長保育C	延長保育A
	7:00	8:30		12:00		18:00	19:00

延長保育A・・・18時から19時を利用する場合は有料 1,000円（月額）

（平日のみの利用・土曜日のみの利用・平日土曜日共に利用する場合であっても1,000円です。）

延長保育B・・・7時から8時半を利用する場合は有料 300円（月額）

延長保育C・・・16時半から18時を利用する場合は有料 300円（月額）

※平日のみの利用・土曜日のみの利用・平日土曜日共に利用する場合であっても300円です。

※延長保育B・延長保育Cの両方を使う場合は、一枠300円のため、計600円となります。

○第2階層のうち、以下に該当する世帯は延長保育料は0円です。

○母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している単独世帯

○次に掲げる在宅障害児（者）のいる世帯

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者